



事務所だより

Vol.46

SUMMER
2018

編集・発行：山口法律会計事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN・ORIXビル6階
TEL 法律部門：06-6361-3234 税務部門：06-6361-3224 FAX 法律・税務共通 06-6361-0096
ホームページ <http://yamaguchi-law.jp> E-mail office @ yamaguchi-law.jp (2018年7月発行)

暑中お見舞い申し上げます



2018年7月 釧路湿原鶴居村にて撮影

二〇一八年 盛夏

税理士	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士
山口裕之	枝川直美	藤原智絵	東尚吾	山口昌之	斉藤真行	山口健一

事務局一同

この1〜2年の間、防衛省の「PKO部隊の日報隠し」、厚労省の「労働調査のでたらめデータ」、財務省の「文書毀棄・改ざん」が当然のこのように行われました。そして、国会で問題になっても、政府は、居直りとすり替えの答弁を繰り返して、一方で重要法案をきちんと議論することなく、数の力で押し切ることを繰り返していきます。

国民は、「政府はこんな事までするんや」と、政治に対する不信感でいっぱいです。

とりわけその頂点にあるのが、森友・加計問題です。首相とその夫人の個人的な関与が問題となっているのに、知らぬ存ぜぬで押し通し、そのもみ消しのために、多くの官僚が手を染め、犠牲になっています。

「お仕事は一に隠蔽二に改竄」「膿を出すなどと患部が言う茶番」「延々と底が割れても猿芝居」「以前なら幾つ政権倒れしや」（朝日新聞より）

政府と官僚が一体になって、文書を改竄し、歴史を作り替えてしまおう。そんなことが許されて良いはずがありません。

先の大戦でも、「大本営発表」が当然のように繰り返され、数百万人の犠牲を生む結果になりました。

「そんな歴史を繰り返してはならない」と、暑い夏に決意を新たにしています。

【日本国憲法 第15条2項】

すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

18歳から大人に

弁護士 山口 健一

今度の国会で、成年年齢を、これまでの20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」が成立しました。

これは、日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）や、公職選挙法の改正により、「選挙権を18歳から付与することになったことから、これと同じように18歳にする必要性がある」として、制定されたものです。

しかし、投票権を18歳から認めただからといって、18歳から成人にするという必然性は全くありません。

何が問題か

この成年年齢の引き下げによって、これまで、18歳や19歳の若者が消費者被害に遭ったときなどは、契約を取り消すことができたのですが、それができなくなりました。

また、親権の行使が18歳までにな

り、ただでさえ自立困難な風潮が蔓延しているなかで、その手当ては、全くなされていません。

さらに、ほとんどの人は、高校3年生の途中で成人になることから、学校教育における弊害や、これまで、離婚しても20歳までは子の養育費が支払われていたのに、18歳で打ち切りになるとか、これまで、多くの問題点が指摘されてきました。

しかし、これらの問題点について、ほとんど手当てがなされないまま、法律だけが成立してしまいました。これからは、この法律の成立によってもたらされる影響を十分検討しながら、さまざまな施策を検討する必要があります。

少年法の引き下げに反対する

この民法における成人年齢引き下げに伴って、少年法の対象年齢も20歳未満から18歳未満にしようとする

動きがあります。

しかし、少年法の対象年齢引き下げは、民法の引き下げよりも、はるかに影響が大きいのです。

家庭裁判所が取り扱った少年事件のうち、4割以上が18歳、19歳であり、もし少年法の対象年齢が18歳に引き下げられると、4割以上の若者が、家庭裁判所の手続きに乗らなくなります。

若年者は、成長過程にあります。若年者の犯罪・非行は、その資質や生まれ育った環境に大きく起因しています。

家庭裁判所では、少年の非行の原因と背景を解明し、その少年の立ち直りにとって最も適切な方法をさぐり、生活環境を整える努力をしています。

このような過程を経て、少年が立派に立ち直って行く姿を、私を含めて少年事件を取り扱った多くの弁護士は、感動をもって経験しています。

こんな大切な制度を、決してなくしてはいけません。



ブラック企業をなくそう

「労働時間の柔軟な管理」を悪用しない

弁護士 齊藤 真行

「働き方改革」で「裁量労働制」を拡大する法案が議論を呼び、最後は撤回されました。

「裁量労働制」とは

特定の業務について、実際に働いた時間にかかわらず、一定の時間働いたとみなされ、その「みなし時間」分の賃金が払われるという制度です。研究職などの専門業務型と、企画・立案職など企画業務型とがあります。仕事の進め方や、時間配分を担当者の自由に任せる制度です。この制度では、実際に働いた時間が「みなし時間」より長くても短くても、「みなし時間」分の賃金が支払われます。

ところが、「働き方改革」の国会議論中に、N社が「裁量労働制」を適用できない営業マンにこの制度を使って、違法に残業代の支払いを免れていたことが判明しました。長時

間労働が原因で過労自殺した営業マンがいたことも報道されました。

「時間に縛られない」制度が悪用され、超過勤務を何時間しても働いたと認められない、という結果になっていたのである。

裁量労働制については、適用業務と「見なし時間」を、労使で厳格に検討して決める必要があります。

「事業場外労働のみなし制」とは

「裁量労働制」と同じように、実際の労働時間とは無関係に「みなし時間」分の賃金が払われる制度に「事業場外労働のみなし制」があります。

事業場外の業務が労働時間を「算定し難い」場合に、所定労働時間（または労使協議で決めた一定の時間）労働したもののみならず制度です。会社の指揮・監督が及ばず時間管理ができない場合の措置です。

不適切な使い方の例として、H社

事件があります。同社は、海外旅行の添乗業務の社員に「事業場外労働のみなし制」を使って、「みなし時間」分の賃金しか払っていませんでした。最高裁判所は、

①旅行日程の日時、目的地が決まってい、添乗員の業務も確定している

②添乗員に携帯電話を貸与して常に電源を入れている

③旅行日程の変更の場合は会社に報告させている

④事後に添乗日報提出によって正確な報告をさせている

などの事情から、海外旅行の添乗員の労働時間が「算定し難い」とは言えないので、実際に働いた時間どおりの賃金を支払うように命令しました。

労働行政は従前から、過重な長時間労働や割増賃金の未払いをなくすために、使用者が労働時間の適正な把握をすることを求めています。情報通信機器の発達している現状から、労働時間の適正・正確な把握がより一層強く求められており、それが可能になっていると言えるでしょう。

「労働時間の柔軟な管理」に「注意」

「働き方改革」では「柔軟性」が強調されています。

しかし、労働時間管理を「柔軟」にしすぎると、使用者は、違法なサービス残業や過労死の責任を問われることになりかねません。



震災後の法律相談VOL.2

—大阪北部地震を経験して—

弁護士 藤原 智絵

本年6月18日に発生した大阪北部地震により、被害を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げます。被災時の代表的な支援制度等をご紹介します。

大阪北部地震の発生

この日、大阪駅から伸びる歩道橋を歩いていた時でした。爆発音のような大きな音とともに、突き上げられるような衝撃と揺さぶり。混線する電話で安否確認に追われました。

地震発生直後から鉄道全線が運行を見合わせ、車内に長時間閉じ込められた方や帰宅困難となる方が大量に発生しました。高槻市・茨木市・箕面市を中心とした断水や広範囲のガス停止が発生し、多くの方が生活困難となりました。ブロック塀が倒壊し犠牲になられた小学生の方には、地元民として言葉がありませんでした。阪神淡路大震災から23年、東日本大震災から7年。時を経て、

地震により日常がいかに脅かされるかを思い知らされる経験でした。

震災時の支援制度

震災時の生活・事業被害に対する代表的な支援制度は以下のとおりです。

《り災証明書による救済措置》

り災証明書とは、市町村が被災者の申請により住家の被害調査を行い発行する証明書です。被災者生活再建支援金や、災害救済法による応急修理、住宅金融支援機構の融資を受けるために必要となります。なお、生命保険金等の請求においては証明書が原則必要ないものとされていますので、契約会社への確認が必要です。

《当面の生活費等の援助》

社会福祉協議会の実施する10万円を限度とする緊急小口貸付や市町村

が実施する350万円を限度とする災害援護資金貸付（ただし住宅被害等で要件があります）などがあります。また、災害により生計を維持していた方に死亡や重度障害の被害があつた場合には、災害弔慰金、災害見舞金の支給があります。

《被災中小企業・小規模事業者への貸付》

災害救済法の適用がある被災地では、災害の影響で売上げ等が減少している中小企業等を対象にセーフティネット保証による融資や、中小企業基盤整備機構による低金利の災害時貸付があります。

《住宅ローン・事業ローンの減免相談》

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づき、法的倒産手続によらず、債権者と債務者の合意に基づく債務整理を行える場合があります。

《社会保険関係での救済制度》

被災に伴い国民年金や厚生年金の納付が著しく困難な場合には、納付の免除や猶予を受けることができます。

また、子ども・子育て支援法に基づく市町村の判断により、保育施設の利用者負担額について減免を受けられる場合があります。

被災地では十分な安全対策を

大阪北部地震では本年6月末時点の調査で、大阪府下の2万棟以上の建物に損壊の被害が出ています。築年数の古い建物には石綿含有建材が使用されている場合が多くあります。被災された方だけでなく被災地救援活動をされる方は、粉じんばく露防止に十分注意してください。

あなた

私自身、平成28年の熊本地震経験をもとに支援を下さる方々に勇気づけられました。大阪弁護士会でも無料相談等を実施しています。いつでもご相談ください。



原発賠償訴訟

京都訴訟の判決が出ました

弁護士 枝川 直美

原発賠償訴訟とは

平成23年3月11日の福島第一原発事故後、放射能汚染から逃れるため、多くの方が避難を強いられました。子どもの健康を守るため、母と子だけ関西に避難し、父は以前の場所での生活を続けているという世帯（いわゆる母子避難）も多くあります。

原発賠償訴訟では、関西への避難者や福島にとどまっている避難者のご家族を原告、国と東京電力を被告として、避難者らが受けてきた損害を賠償するように求めてきました。

京都訴訟の判決内容

京都訴訟について、平成30年3月15日に判決が出ました。関西の訴訟では最初の判決です。京都訴訟の判決では、原発事故について、東京電力だけでなく、国の責任を認めまし

た。また、いわゆる区域外避難者についても、賠償の対象としました。

しかし、判決において、認定された賠償額はきわめて低額でした。賠償額が低額になった理由の一つは、判決において、避難時から2年程度経過するまでに生じた損害に限り、本件事故と相当因果関係のある損害と認められるとされたからです。

賠償期間を避難時から2年間と限定すべきではないこと

判決は、賠償範囲を避難時から2年程度に区切った理由について、ある程度避難生活を継続した場合、その避難先における生活が時間とともに安定し、新たな生活の本拠が定まることが、避難先における生活が安定する時期は、一般的に移転した場合などを想定すれば、2年程度であることを挙げています。

しかし、「一般的に移転した場合」を想定し、賠償期間を決定することは大きな誤りです。なぜなら、「一般的に移転した場合」と原発事故による避難とは、全く異なるものだからです。

避難者には、原発事故前に生活をしてきた場所があります。避難者の多くは、避難を継続するのか、元の場所に戻るのかという問いを突きつけられ、答えの出せない問題にずっと苦しんでいます。原発事故という本人の意思とは全く関係のないところで避難を強いられた避難者が、原発事故前に築いた生活を手放し、新しい場所で生きていくことを決断することは容易ではありません。また、経済的な不安定さ、避難先での住宅の問題、心身の不調は、原発事故から7年経った現在でも続いています。裁判所は、賠償期間をもっと長くすべきです。

京都訴訟の弁護団は、本件について控訴し、今後、審理は大阪高裁に移行します。

大阪地裁に係属している訴訟についても、判決に向けて大詰め段階です。

今後も、訴訟は続きますので、関心をもっていたいただけるとありがたいです。



甘い話には 気をつけて…

弁護士 山口 昌之

こんな話を聞いたことは
ありませんか？

「Aさんは、先日交通事故に遭いました。首と肩の痛みがとれないので、整骨院に通っています。そんな中、整骨院の院長から、通院日数を水増ししないかという話を持ちかけ

られました。水増しすれば、Aさんは慰謝料や交通費が保険会社から加算してもらえます。とってもいい話ですよ。」

詐欺への荷担

近時、交通事故に遭った人に対して、整骨院からこのような話がかかけられ、保険金を水増し請求する事案が増えています。整骨院にとつては、架空の治療をしたということに加算して保険金がもらえるし、患者にとつても、通院日数に応じてもらえる慰謝料が加算してもらえるという仕組みです。整骨院も患者も、双方が得をすることになりますので、このような水増し請求の事案が生じる要因となっています。

当然のことですが、これは立派な犯罪です。実体のない通院を申告して保険金を受け取ることは、保険会社を騙して保険金をもらうということですので、詐欺罪が成立します。ところが、患者側からすると、初めての交通事故で、「あなたは何もしてなくていい。得しますよ。」という話があると、それほど悪気を感じることなく、ついつい乗ってしまうということがあります。「被害者だし、それぐらいもらってもいいかな」と考えてしまうわけです。

甘い話はありません

このような話には、絶対ののっけはいけません。数千円、数万円のことも、立派な詐欺であることには

間違いありません。私が相談を受けた方の中には、整骨院では倒産してしまったり、患者では刑事裁判になって職を失ったという人もいます。ついつい甘い話にのつたばかりに、全てを失ってしまうことになりかねません。

最初のような話を誰かから聞いたときは、犯罪になるから絶対に止めるように伝えて下さい。ご自身に話があった場合は、絶対に断つて下さい。万が一、水増し請求の話に乗ってしまった場合は、すぐに弁護士に相談して下さい。できるだけ早い方がいいです。発覚しただけで、何とかなると思つて時間が経ち、手遅れになったケースもあります。

甘い話には、のっけはいけません。

不動産をどのように管理していくか

弁護士 東 尚吾

地震や大雨等の大規模災害が頻繁に発生しています。そのようななか、空家の存在ががれき撤去作業等の妨げになっている事態が報道され、改

めて空家問題の深刻さが注目されています。また、全国の所有者不明土地が九州の面積を上回るとの推計も注目されるなか、日本国内の不動産の

所有や管理のあり方が問われている時期にあると言えます。

空家・所有者不明土地問題

空家問題については、空家特別措置法が平成26年に成立して以降、各自治体の空家対策の取組みは本格化しており、行政代執行による解体撤去などの例も出ています。他方で、所有者が分からない土地や建物、相

続が発生し権利関係が複雑かつ多岐にわたるもの、所有者の行方が分からないもの等、その対応に苦慮する困難事例も多数あります。そして、相続人がいない場合の相続財産管理人制度、所有者等が行方不明の場合の不在者財産管理人制度などの活用も注目されています。

所有者不明土地問題については、平成30年6月に、「所有者不明土地

の利用の円滑化等に関する特別措置法」が成立し、所有者不明土地の利用の仕組みとして、公共事業における収用手続の合理化・円滑化が図られ、また、公園や直売所など地域福祉増進事業のための利用権設定（上限10年間）などが盛り込まれています。

不動産の管理と承継

しかしながら、このような法律の対応は必ずしも万能ではなく、不動産の管理について、個々の所有者等が身近な問題として考えていくことが何より重要です。

不動産を所有するということは財産形成というプラスの側面をもつ一

方で、適正管理という、いわば負担を伴います。定期的に費用をかけてメンテナンスをしてあげなければ、建物の劣化は進行します。

例えば、お住まいの不動産をお持ちの方は、今後、次世代に承継させていくことがよいのか、また、承継させる場合にはどのように引き継ぐかなどを、改めて考えてみるのも良い

かもしれません。また、既に相続が発生している不動産は、解決を先送りしてしまえば、さらに権利関係が複雑化してしまい解決を遠ざけてしまいますので、早めの対応が求められます。

皆さまも是非、身近な問題として考えていただいて、ご相談いただければと思います。

民泊にかかる税金

税理士 山口 裕之

概要

日本でも普及している民泊ですが、その背景に、2017年の訪日外国人旅行者数が約2800万人となっており、2007年の約800万人から急激に増加しています。そのような中、公衆衛生の確保や地域

住民とのトラブル防止、違法民泊への対応などから住宅宿泊事業法（民泊新法）が制定され、2018年6月15日に施行され、国税庁は「住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業により生じる所得の課税関係等について」を公表しました。

民泊による所得

民泊による所得は、収入金額から必要経費を控除して算出します。所得税法上、不動産の貸付けによる所得は原則として不動産所得に区分されますが、自己が居住する住宅を貸付けた場合は雑所得に区分されます。民泊は部屋の使用料のほかに、寝具等の賃貸料やクリーニング代、室内清掃費、観光案内等の対価など

が含まれていると考えられ、一般的な不動産の貸付けとは異なるといえるためです。なお、給与所得（年末調整済み）がある方で、民泊による所得が年間20万円以下の場合、確定申告は不要となります。

必要経費の具体例

民泊による収入金額から控除する必要経費は、住宅宿泊仲介業者に支払う仲介手数料、住宅宿泊管理者に支払う管理費、広告宣伝費、また、水道光熱費や電話代、宿泊者用の日用品等の購入費、固定資産税などを収入金額から控除します。

必要経費の按分計算

必要経費として控除する経費のう

ち、例えば水道光熱費や電話代、固定資産税などは自分で使用した部分と、民泊により使用した部分に按分する必要があります。年間の水道光熱費等の合計額を、総床面積のうち、民泊に使用した床面積や、実際に宿泊させた日数により按分計算します。住宅ローン控除を適用する場合も、同じく床面積等で按分し、控除を受ける金額を計算します。

消費税

消費税法上、住宅の貸付けは非課税とされていますが、民泊により宿泊者から受け取る宿泊料は、ホテルや旅館などと同じく消費税がかかります。

お世話になりました

事務局 塚本美幸



平成3年6月の山口法律事務所設立以来、事務局長として勤めてまいりましたが、今年2月2日をもちまして退職いたしました。この間、依頼者の皆様方をはじめ、山口事務所を支えてくださった皆様方、そして事務所の所員の皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。

事を経験させて頂きました。3人の幼子を抱えて離婚調停に臨まれる依頼者の方の子供さんの手を引いて、家庭裁判所まで付き添ったこともありました。道すがら、「誰も頼れる人がいなくて困り果てていましたが、絶望の闇の中に一筋の光を当ててもらえて、子供たちのために生きる勇気ができました」と依頼者の方に明るい笑顔を頂きました。

交通事故の後遺症に苦しむ中、弁護士にはわかってもらえないと涙ながらに訴えられる依頼者さんの話と一緒に涙することもありました。破産の手続きにみえられた方の保証人になっていたため、電話一本であなたも破産手続きをしなければならなくなりましと伝えられ、呆然とする方とは、手続きを進めて作っていく中、怒りや失望を共有し、励まし、何とか整理をして次の人生を生き抜くための道をさぐっていきました。後年、新しい事業をおこされ、元気にやっていますとご連絡をいただいた時は、拙い私でも役に立つことがで

きた嬉しさを頂きました。

幼いわが子を心ならずも自らの手であやめてしまわれた方の弁護の事務に携わった時は、泣きながら調書をコピーしたこともありました。

事務局長として長く仕事をすると、オーバーワークで身体も辛く、人間関係に悩み、もう嫌だ、やっつけていけない等の様々な思いもありました。

けれど振り返ってみれば、どんな時も弱者の味方であること、時には厳しい意見もするけれど、いつの時も相談される方に寄り添い、同じ目線に立って、何とか切り開く道がないかと必死に仕事をされる山口事務所の弁護士のぶれない姿勢をいつも感じてきました。だからこそ、長く働き続けてこれたと思っています。

また、様々な事件を解決していく弁護士の仕事を補助していく中で多くの事を学ばせて頂き、人間としても少しは成長させて頂いたと感謝しております。

勤務する私に代わってほぼ子育てをしてくれた母も92歳になりました。事務所設立の

お手伝いをさせて頂いた時には小学生だった娘も3人の子供の母となり、10月には双子の天使がやってくる予定です。仕事に追われ続けた日々から解放される予定でしたが、介護に育児にとまだまだ

忙しい毎日が待っていていそうです。

最後になりましたが、みなさまのご健康、ご多幸をお祈りしています。今後とも山口法律会計事務所をどうぞよろしくお願いいたします。

お世話になりました

事務局 吉田光範

去る3月末日をもちまして退職しました。

事務所がセンチュリービルにあった当時に入所してか

ら、約3年半という短い間でしたが、その間に事務所の移転があり、山口先生が大阪弁護士会会長に就任されるなど、たいへんめまぐるしく変動した期間でもありました。またこの間、依頼者の皆様、そして所員の皆様のおかげで、大変充実した日々を過ごすことができ、深く感謝しております。

今後は、山口法律会計事務所を経験させていただいた貴重な経験を生かし、新しい職場にて心機一転、もうひと踏ん張りしたいと考えております。

また裁判所近辺でお会いするようなことがありましたら、ひと声かけていただければ幸いです。短い間でしたが、本当にお世話になり、ありがとうございました。



夏の たのしみ

我が家の畑

弁護士 山口健一



我が家の畑では、とまと、きゅうり、なす、ゴーヤ、ピーマン、パプリカ、ブロッコリー、小松菜、大阪菜、つるむらさき、さやいんげん、にんじん、シヨウガ、ニンニク、しそ、さつまいも、ジャガイモ、タマネギ、そしていちご

等々、元気に育っています。

食卓には、毎日、とれたての野菜が並びます。きゅうりやとまとは、毎日収穫しても、次の日にはもう食べ頃が鈴なり。近所の人も作っているので、お裾分けというわけにもいかず、子供たちや、友人に配達するも追いつきません。

先日の地震で、「食料」の確保が大切と言われましたが、畑から直送のわが家には、「食糧難」はなさそうです。

汗をかく

弁護士 齊藤真行

ふだんから、日曜日に家の近所を2〜3キロほど走っています。暑い時期は、ジョギングと交互に、生駒山系の山の中を歩きます。生駒山系

には、昔、人々が河内と奈良を行き来した峠越えの街道がいくつか遺っています。私の場合、大阪側から峠に登り、生駒山と信貴山の間の尾根道にあたる縦走ハイキングコースを北か南に歩き、別の峠から大阪側に下りて帰ってきます。1時間半から5〜6時間、その時々体調や時間の余裕

と相談してコースを選んでいきます。野鳥のさえずりを聞きながら、ひたすら汗をかきながら歩くのは爽快です。



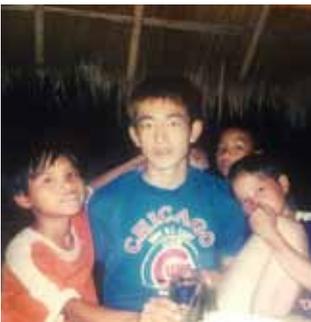
活躍しています

タイへの一人旅

弁護士 山口昌之

大学2年生の夏、約1か月タイを旅行しました。電車やバスで移動しながら、飛び込みで安宿を探しつつ、各地を観光するという旅です。

到着した初日に空港でパスポートをなくし、日本領事館に行つて再発行することから始まりました。深いジャング



ルのようなどころを縦断したり、田舎町で子どもたちと仲良くなったり、濁流で橋がなくなっている川を渡ろうとして顔を負傷したりと、たくさんトラブルに遭いつつも、楽しい旅でした。

日本に戻ってきた空港では、見た目が怪しかったのか、手荷物検査で鞆の中身を全て出させられました…。

三線の音

弁護士 東 尚吾



母の出身が沖縄だということもあり、かつては夏休みには、祖父母に会いに行くことも多くありました。パイナップルの収穫を手伝ったりしたことにも楽しい思い出です。そんな祖父も亡くなり、業務に追われるなかで、訪れる機会も随分減りましたが、三線の音を聴くとつい沖縄に行きたくなります。沖縄でのんびり

りと過ごす時間があればな〜と思っていました。

大人になっても

弁護士 藤原智絵

素足で川の中を遊ぶのがこの上なく好きです。グラつく石の上を飛ぶように走り、柔らかな川底に素足をめり込ませ、小魚を追いかけるようにひたすら騒がしく歩く。「ほんま山猿やな」という親友の言葉が、とびきり嬉しかったです。

それにしても、幼少期に出会いたかった夏に潜むものたちは、大人になっても追いかけるようで。水木しげる画伯が示す日本の住む妖怪たちに、今でも一目会いたい。そう思いながら、川面に写る自分を眺める初夏です。



5年前です...
ずいぶんくたびれました (笑)

簡易テント

弁護士 枝川直美

小さい頃は、あれほど夏が



楽しみだったのに、今は「暑い」が先行してしまいます。

私の救世主は、簡易テント。

子どもが真夏に「公園でお昼

ご飯食べたい！」と無邪気に

言おうとも、夫が「潮干狩り

に行こう！」「海水浴に行こ

う！」と言おうとも、私には

テントがある。テントの中は、

日差しがなく、風が通り抜け

て思ったより快適です。

テントから夫と娘たちを眺

め、持って来たお菓子やク

ラーボックスに入れた冷えた

飲み物を飲む。これが私の夏

のちよつとした楽しみです。

花火大会

税理士 山口裕之

夏は、冷えたビールを片手

にバーベキュー、川遊びや釣

り、プールに海水浴、旅行な

どを楽しんでいます。毎年

行こうと思っただけでなかなか実現

しないのが近畿以外の全国の

花火大会に行くことです。

秋田県大仙市で開催される

日本三大花火大会の一つ、大

曲の花火は花火師の日本一決

定戦として表彰もされるそう



です。高さ5メートル程の煙

火筒から打ち上げられる四尺

玉の花火もいくつかは見てみた

いと思っています。

眩しい太陽

事務局 北野佳名子

夏と言えば、青い空に眩し



太陽の陽射しをいっぱいあ

びて、スクスクと育った夏野

菜は、とても美味しいですよ

ね。

そのお野菜を使って、夏野

菜カレーや具だくさんスープ

など夏メニューのお料理を

作って、お腹いっぱい食べて、

夏バテしないように、暑い夏

を過ごしたいです。

今年の夏は、青い海でマリ

ンスポーツもたっぷり楽し

たいです。

ひと味違う夏

事務局 近藤裕子

毎年夏の一定期間、気の置

けない人たちと過ごすこと、

一生懸命遊ぶこと、これがい

つもの夏の楽しみでした。

今年は少し様相が違いま

す。

とにかく休みたい、心身と

もに「一生懸命」を休みたい。

ということ、今年も四の五

の言わず、何を置いても眠り

ます。ありがたいことに、家

族や友人はそんなわがままを



言う私を、いつもと変わらず

見守ってくれます。

この際、積もりに積もった

凝りを「一生懸命」ほぐした

いと思っています。

わたしの夏の楽しみは、旅

行に行きおいしい物を食べる

ことです。

今年も海水浴に行きます。

去年は、波が怖くて砂浜で遊

んでいた長男。ずっと旅館で

過ごしていた長女。今年は一

歳になった長女と一緒に海に

入って家族四人で遊べたら

いなあと思います。

旅館のお料理も楽しみ

のひとつです。上げ膳据え膳

おいしいお料理をいただける。

それだけで幸せです。そこに、

わたしの大好きな海老がつい

ていたら最高です。

家族旅行

事務局 澤田智子



計画(妄想)も楽しい過程

事務局 富田宏史

「暑さを満喫するか」「涼を求めるか」いつも悩むところです。

そういえば、前の夏は、甲子園(高校野球)に朝5時に家を出て夕方に帰るというカンカン照り暑さ満喫ツアーを、周りに呆れられながらも連日たっぷり堪能しましたし、シャワークライミング+滝つぼドボンで「涼」というより「冷」を求めに行ったり。

結局は欲張って両方行ってしまう性なのだろうと半ばあきらめながら、今年も夏の計画を立ててしまおうのです。

(青春18きっぷで、ふたたびイルカに会いに行ってみるか)



夏の暑さを乗り切る楽しみ

事務局 八重垣有夏里

学生の頃は、プールに、夏祭りに、旅行にと、イベント



夏と言えば帰省

事務局 國武あゆみ

夏の楽しみと言えば、帰省という名の旅行。お盆休みは主人の実家である福岡県への帰省がここ数年の恒例行事となっています。九州は自然豊かで美味しい食べ物もたくさんあり、とても素敵な場所です。それゆえに福岡県を起点に九州各地へ日帰り旅行をすることが楽しみのひとつとなっています。



が目白押し夏休みがある夏が一番好きでしたが、ここ数年は夏バテでだらだらしている毎日を過ごし、気づけば夏が終わっています。そんな暑さにバテている時の一番の楽しみは冷たいアイスクリームです。最近ではコンビニでも気軽に美味しいものがたくさんあって一日一本食べるのが至福の時です。今年もおなかを冷やしすぎない程度にアイスを食べるを乗り切っていこうと思います。

プチアウトドア

事務局 宮嶋暁子

夏といえば幼い頃から家族でよくキャンプに行っていました。



会える楽しみ

事務局 岡山幸代

七夕、花火、海、BBQ: 文字を見たり、言葉を聞いたりするだけでワクワクするところが盛りだくさんの夏。

いろんなイベントを理由に普段なかなか会えない人に会える機会が増えます。

年を重ねるにつれて、遠方に行ってしまう友人も多くなりました。そんな友人たちと会えるこ



した。最近、日帰りでデイキャンプを楽しんだり、ツーリングに出かけたりが多くなりました。昔は海に行くのが定番でしたが、近年の暑さと体型の変化で、もっぱら山に出かけています。まとまったお休みに遠出もしますが、週末だけなら、滋賀県の朽木や奥永源寺でバーベキューや、川の水に足をつけながらの読書や、イワナを釣って食べたりなど手軽にアウトドアを楽しんでいます。とがとても楽しみです。花火を見るために集まったのか、喋るために集まったのか、メインイベントが何かわからなくなることも多いですが、とにかく楽しく、幸せな時間です。



大阪取引所

当事務所の最寄り駅である北浜駅の26番出口を出ると、道を挟んで大阪取引所（旧大阪証券取引所）があります。大阪取引所の目の前に五代友厚の像が構えており、とても目を引きま

す。五代友厚は、大阪証券取引所の前身である大阪株式取引所の発起人であり、大阪の経済発展に大きな貢献をした一人として広く知られていま



す。当時、東京において東京商法会議所（現・東京商工会議所）等を設立した渋沢栄一と比肩する人物として、「東の渋沢、西の五代」と称され、今もなお語り継がれています。大阪取引所は歴史ある建物で、中に入るとステンドグラスや大理石が敷き詰められています。1階は株式や先物・オプションの市況情報をリアルタイムに確認できるディスプレイがあり、朝は出勤前の会社員の方が市場動向を確認

入所のご挨拶

4月に入所いたしました宮嶋暁子と申します。

これまで滋賀県の法律事務所勤務しておりましたが、縁あって大阪の地で働かせていただくことになりました。

同じ法律事務所といっても、地域によって手続きや運用が違

一日も早く弊事務所の一員として皆様のお役に立てるよう、精進いたしますので、今後ともどうぞよろしくお願



している姿が見受けられます。1階と5階のOSEギャラリーは平日のみですが自由見学コースとなっておりますので、北浜の散歩コースにいかがでしょうか。（國武あゆみ）

編集後記

大阪北部地震、西日本を中心とした豪雨、立て続けに災害が発生しました。被災されたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

当事務所は、塚本事務局長と法律事務のベテラン事務局が退職し、大きな節目となりました。これまで築かれたものを大切に受け継いでいきたいと思

今年例年より暑い夏になるそうなので、みなさまお身体ご自愛ください。

（岡山幸代）



〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN・ORIXビル6階
事務所は駅から徒歩5分、阪神高速環状線「北浜出口」を降りてすぐです。

法律部門 TEL 06-6361-3234
税務部門 TEL 06-6361-3224
法律・税務共通 FAX 06-6361-0096

業務時間のご案内

月～金曜日 9:00～18:00
弁護士の子定により、18時以降の業務もあります。
休日＝土・日・祝祭日

※ご相談にお見えになる方は、前もってお電話で予約いただければ幸いです。業務時間外と休日は、留守番電話がみなさまからのメッセージをお受けしております。Eメールもご利用ください。

夏季休業 8月13日(月)～15日(水)

- 京阪電鉄中之島「なにわ橋」駅3番出口を出て
なにわ橋（ライオン橋）を北側に徒歩5分
- 地下鉄堺筋線・京阪電鉄「北浜」駅26番出口を出て
北側に徒歩5分

ホームページ <http://yamaguchi-law.jp>
E-mail office@yamaguchi-law.jp